

## 第4章 国際知財制度研究会まとめ

### I. はじめに

今年度の国際知財制度研究会においては、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、及び各国における知的財産制度を巡る状況について、事務局等からの報告の後、議論を行った。本章では上記報告、議論も含め全体を振り返り、まとめをすることとした。

### II. 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況

第一に、「医薬品を巡る最近の議論の状況」においては、地球規模で重大な社会問題となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を取り上げ、国際的な取組例や製薬産業の取組に関する状況が報告されると共に、国際機関・各国・民間における知財の動向や、製薬業界から見た COVID-19 と知的財産に関するスタンス及び課題に関する報告がなされた。研究会では、途上国へのワクチン、医薬品の供給における知的財産の考え方や課題について議論が交わされた。

これに関連して、第二に、「WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」に関しても、近年のフォーラムにおける議論全般の動向に加え、特に WTO/TRIPS 理事会においてもっとも議論のある論点、すなわち、インド・南アフリカによる TRIPS ウェイバー提案、及びそれに対する EU 提案に関して現状の報告がなされ、TRIPS 協定第 39 条 3 項の解釈に関する問題や今後の紛争処理も含めた注意すべき事項（TRIPS 協定第 7 条、第 8 条の解釈等）を含め、意見交換が行われた。

### III. 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況

「近年の RTA における知財章の比較調査」において、RCEP、CPTPP、日・EU EPA、日英 EPA および韓国・イスラエル FTA の特徴の比較・分析を行い、その結果概要について報告がされた。

経済安全保障の中における知財の問題、DX 化における知財の問題、プライバシー、公衆衛生その他基本的人権と知財の関係など、知財章だけではとらえきれない通商交渉事項が出てきていること、及び将来の課題として中国を見据える重要性についての問題意識から、RTA については知財章に限らず、投資、電子商取引、国有企業章の知的財産に関連する規定にも視野を広げて検討する必要がある旨指摘がなされた。また、中国のデータ保護法、プライバシー保護法等の隣接領域にも検討する必要がある旨指摘がなされた。

### IV. 各国における知的財産制度を巡る状況

第一に、「米国における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正の動向」においては、トランプ政権下の期間を含め、米国における知財関連注目判決及び知財制度改正の動向を分析し、その結果が報告された。研究会では、SEP の政策声明について、日本企業にとっては好ましい動きであり、金銭補償で対応がなされることは IoT 社会の発展に寄与する等の指摘がされた。また特許適格性について、一般的には改善されたと考えられるが、まだ特許取得の予見可能性の高くない分野もあり、単純明快な基準が示される制度になることが望まれるとの意見があった。

第二に、「BRICS (ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ) における最近の知財関連注目判決及び知財制度改正の動向」においては、国ごとに知財関連注目判決及び知財制度改正の動向を分析し、その結果が報告された。研究会では、ブラジルの状況につき、大統領や司法、議会の方向性が違うことから、今後も不透明な点、懸念する点が多いことが指摘された。中国の状況につき、法制度が整備されたが実態は不明であり、透明性や一貫性がないこと等が指摘された。インド、南アフリカについては、アンチパテントの主張を国際的に強く展開している国であることから、産業界としてはこれら 2 国については対応に苦慮していると指摘された。BRICS 全体についても、法制度が整備されたが実態は不明といった点があるため、また、インターネット市場という可能性があるが難しい分野に係る懸念もあるため、引き続き注視、検討していく必要があると指摘された。

## V. むすび

経済のグローバル化や情報社会化が益々進展している中、知的財産権を国際的に保護することの重要性は年々高まっており、その実現のために TRIPS 協定や同協定を上回る知的財産の保護を規定する二国間・地域間の経済連携協定の重要性が増しているのみならず、知的財産や科学技術を巡る状況がめまぐるしく変化する現在においては、各国の法制度は、各国のニーズや政策目的に合わせより複雑化している側面もある。加えて、現下の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、先進国を含む各国において強制実施許諾の発動に向けた措置がとられるとともに、WHO や WTO 等の国際機関においても医薬品アクセスの重要性が再認識され、インドおよび南アフリカにより TRIPS ウェイバー提案もなされているところ、諸外国における対応や国際フォーラムにおける議論の状況が今後の医薬品アクセスと知財を巡る議論に及ぼす影響についても、引き続き注視していく必要がある。かかる状況においては、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約の履行確認や、二国間・地域間経済連携協定による高いレベルの知財保護のルール化を追求することのみならず、各国の知財法及び関連法の改正・施行動向、知的財産権の執行状況並びに産業界のニーズ動向に関して絶えず注視し、情報収集及び分析をすることが重要であり、そのような情報収集及び分析を通じて、我が国が国際的な枠組みの中で推進すべき知的財産政策について検討することの重要性がますます高まっていると言える。